

作業部会の設置について

目的

今後、詳細の検討や実務作業を進めていくに当たり、これまで以上に綿密な連携が必要となることを見込み、要綱第6条に基づき、2つの作業部会を設置する。

設置案

名称	検討項目（所掌事務）	構成（○…部会長）
盛土規制法 対応部会	盛土規制法の運用方法に係ること	都市整備局（総務部企画技術課、 ○市街地整備部区画整理課） 環境局（自然環境部緑環境課） 建設局（河川部計画課） 産業労働局（農林水産部森林課）
建設発生土等 適正利用推進部会	建設発生土、建設汚泥の適正利用推進、廃棄物混じり土の分別強化に係ること	都市整備局（○都市づくり政策部広域調整課） 環境局（資源循環推進部計画課） オブザーバー 産業労働局（商工部地域産業振興課）

※ いずれの作業部会にも属さない検討項目については、これまでどおり検討会議及び幹事会が所掌